「国と地方の協議」(平成26年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地域活性化推進室

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れらない　d：その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 （自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む）	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
九州アジア観光アイランド総合特区	3231	地域活性化総合特別区域通訳案内士（特区ガイド）の登録を実施する指定地方公共団体の拡大	本特区のように指定地域が複数の都道府県にわたる場合は、総合特区法第43条第8項の規定を改正し、計画認定された一の認定地方公共団体（福岡県）のみで行っている登録を、特区ガイドの登録申請者が居住する指定地方公共団体（九州各県）での登録が可能となるようにし、申請者の利便性・公平性を保つようにしたい。	特区ガイドの登録業務は、総合特区法第43条第8項規定により、認定地方公共団体は「同法第43条第1項の認定を受けた指定地方公共団体をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあっては同法第43条第1項の認定を受けた同項に規定する地域活性化総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体」と同法で明記されている。 本特区は九州という広範囲な地域であるため、通訳案内士法で規定される登録業務の範囲（都道府県単位）を超えて登録を行わなければならない。 平成25年11月13日付の観光庁通知により、申請時での本人確認は、指定地方公共団体（各県）を経由することが可能となっており、申請者に対する一定の負担軽減が図られたところである。 しかしながら、登録業務の範囲が広域になるため、通訳案内士の申請・登録と比較して、即時交付ができず、自治体内部の取扱要領等の見直しを行っても、なお事務処理に日数を要するため、行政サービスのさらなる向上の観点から法改正を求めるものである。	1回目	国土交通省	観光庁 観光資源課	総合特別区域法第43条第8項	D	－	－	－	各指定地方公共団体で個別の登録簿を管理するよう制度（第43条第8項）の改正と即時交付の可否は、電子媒体の活用等事務の工夫により、即時発行が可能となることから直接関係するものではない。また、平成26年6月20日の実務者協議により、他の地方公共団体の証紙販売事例を紹介しつつ、他県での証紙販売や、電子媒体を利用した登録処理の提案をしたところ、事務処理の工夫の在り方を検討するとの回答を得ていることから、現行法令で申請者利便性の向上を図ることは十分可能である。	a	貴省より、総合特別区域法の趣旨から、個別の（登録簿等の）管理を求めているのであれば、各々の地域（各県）において特区の指定を受ける必要があるとの見解がなされた。 現行の総合特区法の趣旨を踏まえ、現行法令の中で可能な手法により、申請者の利便性の向上に努めることとしたい。	国土交通省より提案の内容については、自治体の事務手続の工夫により、現行制度においても実現が可能との見解が示され、自治体も了解していることから一旦協議を終了するが、協議事項が生じる場合は、改めて自治体は具体的事例などを明確にして国土交通省と協議を行うこと。	Ⅴ
					2回目												
九州アジア観光アイランド総合特区	3131	資格外活動許可要件緩和	留学生の包括許可要件は、「1週について28時間以内（留学の在留資格をもって在留する者については、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、1日について8時間以内）」である。 このうち「長期休業時間の1日について8時間以内」を「週40時間以内」と、一日あたりの上限を緩和することにより、従事時間の柔軟な設定を可能にし、クルーズ船対応や周遊型のガイド対応を行えるようにし、留学生の活躍の機会を広げたい。 なお、現行の長期休業期間中の包括許可の時間数を週単位で換算すれば56時間であり、当方が求める緩和は、「現に有する在留資格に活動の遂行を阻害しない範囲であり、かつ、相当と認めるとき」と解している。	九州では、クルーズ船の寄港回数の増加やLCCの新規就航等の活発な動きが今後も期待できることから、多くの特区ガイドを早急に育成していく必要がある。よって、日本人のみならず語学に堪能な留学生の活用も積極的に進めていく必要がある。 ガイド経験を積むことで、留学生の社会人となるために必要な能力を高めること、日本文化への理解促進、日本国内での就職機会の拡大等につながる。 留学生は学業が本分ではあるものの、一方で生活費等を得るためにアルバイトを行っていることも実情である。日本文化を学んでもらいながら、より時給の高さが見込める。 特区ガイドは、留学生への支援にもつながると考えられる。	1回目	法務省	入国管理局 総務課企画室	・出入国管理及び難民認定法第19条第2項 ・出入国管理及び難民認定法施行規則代19条第5項	D、E	－	－	在留資格「留学」が規定する本邦で行うことができる活動は，本邦の大学，高等専門学校等の機関において教育を受ける活動であるところ，出入国管理及び難民認定法第19条第2項及び出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項は，本来の在留活動である学業に支障のない等の一定の範囲で，留学中の学費その他必要経費を補う目的で行うアルバイト活動を例外的に認めるもの。	○本来，留学生の資格外活動は，本来の在留活動である学業に支障のない等の一定の範囲内で認められているものである。前回協議で説明したとおり，「包括許可に該当しない資格外活動許可は，雇用先，就労時間及び就労内容等を明らかにして個別の申請をイ行った場合に，本来の活動を阻害しない範囲内で認めているもの」であり，その審査基準は個別許可においても同一である。 ○個別許可については，まず，申請人本人の就労内容について明らかにしていただいた上で，審査の過程で本来活動と比較衡量して判断させていただいている。 ○今回の協議において当局から自治体に対し，現行制度の活用について提案させていただき，その上で，現行制度の対応ではなくあえて再度のご提案をされる合理的な理由について説明を求めたところ，自治体からは，費用負担等の理由から難しいとの回答であった。 ○したがって，本来の資格外活動の趣旨を踏まえた合理的な説明をいただけておらずご提案は認められないため，現行制度をご活用いただきたい。 ○なお，手続負担の軽減のため，個別許可のための申請手続を行っていただくことを前提に，その負担を軽減する工夫については，地方局において相談することが可能である。	b	貴省より「手続負担の軽減のため、個別許可のための申請手続を行っていただくことを前提に、その負担を軽減する工夫については、地方局において相談することが可能である。」との見解が示されたこと、及び当該特区において初回となる、平成25年度特区ガイド研修の合格者は、九州7県合計で83名、うち約1割が留学生と推計されることから、まずは、現行制度に基づく、地方局との協議を行いたい。 その際、「負担を軽減する工夫」として、個別申請時の審査の大幅な簡素化を行っていただく等、当特区に対する運用についてご配慮いただきたい。 地方局との協議を経てもなお、提案の趣旨に照らし、十分な効果が得られない場合は、あらためて、規制緩和の協議をお願いしたい。	法務省及び厚生労働省より、個別許可のための申請を行うことを前提に、手続きを行う上での負担軽減については、地方局において相談することが可能であるとの見解が示され、自治体も了解しているため一旦協議を終了するが、法務省は特区ガイド研修の合格者数の約1割を留学生が占めることなどを鑑みて、個別申請審査の手続きの負担軽減について、自治体の相談に応じること。また、今後、協議事項が生じた際には、自治体は、具体的事例を把握し論点を明確にした上で、法務省及び厚生労働省と改めて次回以降の協議を行うこと。	ⅳ
					2回目												
					1回目	厚生労働省	職業安定局 外国人雇用対策課	・出入国管理及び難民認定法第19条第2項 ・出入国管理及び難民認定法施行規則代19条第5項	D、E	－	－	在留資格「留学」が規定する本邦で行うことができる活動は，本邦の大学，高等専門学校等の機関において教育を受ける活動であるところ，出入国管理及び難民認定法第19条第2項及び出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項は，本来の在留活動である学業に支障のない等の一定の範囲で，留学中の学費その他必要経費を補う目的で行うアルバイト活動を例外的に認めるもの。	○前回協議で説明したとおり，「包括許可に該当しない資格外活動許可は，雇用先，就労時間及び就労内容等を明らかにして個別の申請を行った場合に，本来の活動を阻害しない範囲内で認めているもの」である。 ○本来，留学生の資格外活動は，本来の在留活動である学業に支障のない等の一定の範囲内で認められているものであり，その審査基準は個別許可においても同一である。 ○個別許可については，まず，申請人本人の就労内容について明らかにしていただいた上で，審査の過程で本来活動と比較衡量して判断させていただいている。 ○今回の協議において当局から自治体に対し，現行制度の活用について提案させていただき，その上で，現行制度の対応ではなくあえて再度のご提案をされる合理的な理由について説明を求めたところ，自治体からは，費用負担等の理由から難しいとの回答であった。 ○したがって，本来の資格外活動の趣旨を踏まえた合理的な説明をいただけておらずご提案は認められないため，現行制度をご活用いただきたい。 ○なお，手続負担の軽減のため，個別許可のための申請手続を行っていただくことを前提に，その負担を軽減する工夫については，地方局において相談することが可能である。	b	貴省より「手続負担の軽減のため、個別許可のための申請手続を行っていただくことを前提に、その負担を軽減する工夫については、地方局において相談することが可能である。」との見解が示されたこと、及び当該特区において初回となる、平成25年度特区ガイド研修の合格者は、九州7県合計で83名、うち約1割が留学生と推計されることから、まずは、現行制度に基づく、地方局との協議を行いたい。 その際、「負担を軽減する工夫」として、個別申請時の審査の大幅な簡素化を行っていただく等、当特区に対する運用についてご配慮いただきたい。 地方局との協議を経てもなお、提案の趣旨に照らし、十分な効果が得られない場合は、あらためて、規制緩和の協議をお願いしたい。	法務省及び厚生労働省より、個別許可のための申請を行うことを前提に、手続きを行う上での負担軽減については、地方局において相談することが可能であるとの見解が示され、自治体も了解しているため一旦協議を終了するが、法務省は特区ガイド研修の合格者数の約1割を留学生が占めることなどを鑑みて、個別申請審査の手続きの負担軽減について、自治体の相談に応じること。また、今後、協議事項が生じた際には、自治体は、具体的事例を把握し論点を明確にした上で、法務省及び厚生労働省と改めて次回以降の協議を行うこと。	ⅳ
					2回目												